

使用済自動車等の解体業又は破砕業の用に供する施設の設置及び維持管理に関する指導要綱

制定 平成16年6月25日 宮城県告示第837号
最終改正 平成27年2月20日 宮城県告示第148号

(目的)

第1条 この要綱は、使用済自動車又は解体自動車の解体業者又は破砕業者（以下「事業者」という。）が事業の用に供する施設の設置及び維持管理を行う場合に、県が事業者に対し必要な指導、助言及び監督を行うことにより、生活環境の保全及び使用済自動車の適正な再資源化の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 解体業者 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）第60条第1項の規定による許可を受けようとする者及び許可を受けている者をいう。
- 2 破砕業者 法第67条第1項又は法第70条第1項の規定による許可を受けようとする者及び許可を受けている者をいう。
- 3 解体施設 解体業者が解体の用に供する全ての施設をいう。
- 4 破砕施設 破砕業者が破砕の用に供する全ての施設であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第15条第1項又は第15条の2の6第1項本文の規定による許可を要しないものをいう。
- 5 破砕前処理施設 破砕業者が破砕前処理として解体自動車の圧縮又はせん断を行う施設をいう。
- 6 標準作業書 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年^{経済産業省}_{環境省}令第7号。以下「省令」という。）第57条第2号イ又は第62条第2号イに規定する標準作業書をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、前条第3号から第5号までに掲げる施設（以下「施設」という。）の設置及び使用済自動車又は解体自動車の処理に当たっては、法、廃棄物処理法その他の関係法令のほか、この要綱に定める事項を遵守しなければならない。

(施設の設置)

第4条 事業者は、施設を設置するときは、別紙1の立地に関する基準を遵守しなければならない。

(施設の構造)

第5条 事業者は、施設の構造について、別紙2の構造に関する基準を遵守しなければならない。

(維持管理)

第6条 事業者は、施設の維持管理に当たっては、標準作業書に記載した施設の保守点検の方法等に従い、適正に維持管理しなければならない。

(事故等の措置)

第7条 事業者は、施設の故障、破損その他の事由により事故が発生したときは、直ちに応急措置を講ずるとともに、速やかに、その状況を保健所長に報告するものとする。

2 前項の場合において、事業者は、保健所長が事故の拡大又は再発防止のために必要な措置を講ず

べき旨を指示したときは、これに従わなければならない。

- 3 保健所長は、前項の措置が完了するまでの間、施設に係る業務の停止を指示することができるものとする。

(委任)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成16年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に解体業又は破砕業に該当する事業を行っている者が解体業又は破砕業に該当する事業の用に供している施設については、第4条の規定は、適用しない。
- 3 この告示の施行の際現に解体業に該当する事業を行っている者が解体業に該当する事業の用に供している施設については、別に定めるところにより、別紙2の構造に関する基準の一部を適用しないことができる。

附 則

この告示は、平成27年2月20日から施行する。

立地に関する基準

第1 立地環境

1 許可申請時に次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 学校，病院，診療所，図書館又は社会福祉施設の用に供する土地の敷地境界からの距離が，概ね100メートル以上あること。ただし，工業団地その他の産業の集積する場所として指定された地域に立地する場合であつて，かつ，周辺的生活環境に支障を及ぼさないよう措置が講ぜられているときは，この限りでない。

(2) 自然環境の保全を図る必要のある次の地域等を含まないこと。

- イ 自然公園特別地域
- ロ 自然環境保全地域特別地区
- ハ 鳥獣保護区特別保護地区
- ニ 特別緑地保全地区
- ホ 風致地区

(3) 自然環境の保全を図る必要のある次の地域等を原則として含まないこと。

- イ 自然公園普通地域
- ロ 自然環境保全地域普通地区
- ハ 緑地環境保全地域
- ニ 鳥獣保護区
- ホ 緑地保全地域

(4) 災害防止等のために保全を図る必要のある次の区域等を含まないこと。

- イ 保安林，保安林予定森林，保安施設地区及び保安施設地区予定地区
- ロ 河川区域
- ハ 急傾斜地崩壊危険区域
- ニ 砂防指定地
- ホ 地すべり防止区域
- ヘ 海岸保全区域

(5) 公共施設としての土地利用計画がある区域を原則として含まないこと。

(6) 文化財保護を図る必要のある場所を原則として含まないこと。

(7) 優良農用地又は優良農用地予定地として保全を図る必要のある地域を原則として含まないこと。

(8) その他知事が不相当と認める場所を含まないこと。

2 地すべり，土砂崩れ等の災害の未然防止に十分留意すること。

第2 立地要件

次に掲げる要件を満たすこと。

- 1 解体施設及び破砕施設への搬入道路（国道，県道及び市町村道を除く。以下同じ。）の管理者から，車両の通行について，承諾が得られていること。
- 2 搬入道路は，車両の通行に支障がない幅員が確保されていること。
- 3 関係法令の規制を受けている場合には，関係法令による許可等が得られるものであること。
- 4 その他知事が特に必要と認める要件

構造に関する基準

第1 解体施設

1 使用済自動車等の保管施設

使用済自動車又は解体自動車（以下「使用済自動車等」という。）の解体を行う場所以外の場所において使用済自動車等を保管する場合には、当該保管する場所（第1において「保管施設」という。）は、次に掲げる要件を満たすものであること。

(1) 囲い

イ 保管施設に係る土地の周囲に囲いを設け、人がみだりに立ち入ることを防止することができること。ただし、解体施設の全体に囲いが設置されている場合は、この限りでない。

ロ 原則として高さ1.8メートル以上とし、人が容易に乗り越え、又はくぐり抜けることができないものであること。

ハ 容易に移動し、又は倒壊しやすいものでないこと。保管する使用済自動車等の荷重が直接囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であること。

ニ 出入口には施錠できる門扉を設け、門扉はロ及びハに定める構造とすること。

ホ 事業所全体が囲まれており、その一部が使用済自動車等の保管場所である場合は、保管場所の境界を明確にするための措置が講ぜられていること。

(2) 保管施設の表示

イ 保管施設の見やすい箇所に標識を設けること。

ロ 標識は、縦横それぞれ60センチメートル以上とし、次の事項を表示すること。

(イ) 保管施設である旨

(ロ) 保管する廃棄物の種類が使用済自動車等である旨

(ハ) 保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先

(ニ) 屋外に保管する場合にあっては、使用済自動車等を積み上げることのできる高さ

(ホ) 保管量の上限

(3) 廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合には、次の要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液を回収することその他廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講ぜられることが標準作業書の記載から明らか場合は、この限りでない。

イ 床面

廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、次に定める要件を満たしていること。

(イ) 鉄筋コンクリート又はこれと同等以上の効果を有する材質を用いて築造されていること。

(ロ) 床面の厚さは、15センチメートル以上とすること。

(ハ) 保管施設において重機を使用する場合には、床面を厚くする、鉄板を敷く等、床面が重機の荷重によってひび割れしないような措置が講ぜられていること。

なお、鉄板を敷く場合には、重機が滑らないよう滑止め加工が施されていること。

(ニ) 液状物が自然に排水溝に集まるような適切な傾斜が設けられていること。

ロ 油水分離装置及び排水溝

廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝（以下「油水分離装置等」という。）を設置することとし、油水分離装置の構造は、次に定めるも

のであること。

(イ) 屋根等があり雨水が流入しない場合には、油水分離装置は、当該油水分離装置に流入する汚水の量に応じた容積を有しており、原則として3槽以上であること。

(ロ) (イ)以外の場合には、油水分離装置は、雨水の流入量に応じた容積を有し、かつ、滞留時間が2時間以上となるよう設計されたものであることとし、原則として4槽以上であること。

2 使用済自動車等の保管基準

使用済自動車等の保管の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 平成17年1月1日以降に使用済自動車となった場合

イ 屋外に保管する場合における保管の高さは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(イ) 囲いからの距離が3メートル以内の部分 高さ3メートルまで

(ロ) 囲いからの距離が3メートルを超える部分 高さ4.5メートルまで

(ハ) 使用済自動車等を格納するための施設を使用する場合 使用済自動車等の搬出入に当たって、落下による危害が生ずるおそれのない高さ

ロ 保管量の上限は、イに定める高さを超えない範囲において保管できる数量とする。

ハ 大型自動車を保管する場合には、原則として、平積みとする。

(2) 平成16年12月31日以前に使用済自動車となった場合

イ 屋外に保管する場合における保管の高さは、(1)のイに定めるとおりとする。

ロ 保管量の上限は、保管施設の1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じた数量とする。

3 燃料抜き取り場所（解体作業場以外の場所で使用済自動車から廃油の抜き取りを行う場合に限る。）

解体作業場以外の場所で使用済自動車から廃油（自動車の燃料に限る。以下この項において同じ。）を回収する場合には、燃料を抜き取る場所は、次に掲げる要件を満たすものであること。

(1) 囲い

当該場所の周囲には、人がみだりに立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。ただし、解体施設の全体に囲いが設置されている場合は、この限りでない。

(2) 床面

廃油の地下浸透を防止するため、1の(3)のイに定めるものであること。

(3) ためます

廃油の事業所からの流出を防止するため、ためます又はこれと同等以上の効果を有する装置及びこれに接続している排水溝を設けることとし、その構造は、次に定めるものであること。

イ ためます

(イ) 漏出した燃料を一時的に溜めておける不浸透性のものであること。

(ロ) こぼれた燃料が十分に回収できる容積があること。

(ハ) ひび割れがないものであること。

(ニ) 周囲には、燃料を回収するための場所を設けることとし、ポンプ等で燃料を吸い上げられる等、確実に燃料を回収できる状態であること。

(ホ) ためますと同等以上の効果を有する装置として油水分離装置を設ける場合にあつては、1の(3)のロに定めるものであること。

ロ ためます等に接続された排水溝

(イ) こぼれた燃料が滞留せず、ためます等に流入するような傾斜を有するものであること。

(ロ) ひび割れがないものであること。

(ハ) 当該場所以外に降った雨水が流入しない構造であること。

4 解体作業場

次に掲げる要件を満たす解体作業場を有すること。

(1) 囲い

解体作業場の周囲には、人がみだりに立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。ただし、解体施設の全体に囲いが設置されている場合は、この限りでない。

(2) 廃油及び廃液の回収装置

使用済自動車から廃油（自動車の燃料を除く。以下この号において同じ。）及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収されることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

(3) 床面

廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、1の(3)のイに定めるものであること。

(4) 油水分離装置等

廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置等が設けられており、その油水分離装置の容積は当該油水分離装置に流入する汚水の量に応じたものであり、原則として3槽以上であること。ただし、解体作業場の構造上廃油が事業所から漏出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講ぜられていることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

(5) 屋根又は覆い

雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、床面に雨水がかからないよう屋根又は覆いを設けること。

5 取り外した部品を保管するための設備（解体作業場以外の場所で使用済自動車等から分離した部品のうち廃油及び廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合に限る。）

解体作業場以外の場所で使用済自動車等から分離した部品のうち廃油及び廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合には、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講ぜられていることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

(1) 床面

廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、1の(3)のイに定めるものであること。ただし、1の(3)のイ(ロ)及び(ニ)の規定については、適用しない。

(2) 屋根、覆い等

雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他当該部品に雨水等がかからないような設備が設けられていること。

6 その他解体施設に必要な措置

(1) 解体業者の標識

公衆の見やすい場所に、次の要件を備えた標識を設けること。

イ 標識は、縦横それぞれ20センチメートル以上であること。

ロ 標識には、次の事項が記載されていること。

(イ) 解体業者の氏名又は名称

(ロ) 解体業者の許可番号

(2) 作業員の動線

保管施設、解体作業場、燃料採取場所等には作業員動線を設定し、作業員の安全が確保されていること。

(3) 排水の方法

解体作業、保管等に係る排水を公共用水域に放流する場合には、排水を放流するための放流先(河川等)が確保され、かつ、放流先まで管きょ等の設備が整備されていること。

なお、排水の地下浸透は行ってはならない。

(4) 雨水等の流入の防止

外部からの雨水等が解体施設へ流入するのを防止するため、次に定める措置が講ぜられていること。

イ 外部の雨水等の流入を防止するため、開きょ又はこれと同等以上の効果を有する設備が設けられていること。

ロ 隣接地に雨水等が滞留するおそれがある場合には、これを常時排水できる設備が設けられていること。

(5) 使用済自動車等の搬入道路等

使用済自動車等の搬入道路等は、次に定めるものであること。

イ 使用済自動車等の搬入道路の道路幅員は、使用済自動車等の搬出入用車両の通行に支障のないものであること。

ロ 使用済自動車等の搬入道路は、アスファルト等で舗装されていること。

ハ 保管施設内の通路は、使用済自動車等の搬出入用車両の通行に支障のないものであること。

(6) 消火設備

適切な消火設備が設けられていること。

(7) 洗車設備

必要に応じて、使用済自動車等の搬出入用車両のタイヤ等に付着した泥等を洗い落とすことのできる設備が設けられていること。

(8) 駐車設備

使用済自動車等の搬出入用車両を駐車するための場所が設けられていること。

(9) 管理事務所

解体施設の管理を行うため、当該施設の敷地内に管理事務所を設け、施設の図面、標準作業書等の関係書類を備え付けること。

第2 破碎施設

1 解体自動車の保管施設

解体自動車を保管するための施設は、次に掲げる要件を満たすものであること。

(1) 囲い

第1の1の(1)に定めるとおりとする。

(2) 解体自動車保管施設の表示

イ 保管施設の見やすい箇所に標識を設けること。

ロ 標識は、縦横それぞれ60センチメートル以上とし、次の事項を表示すること。

(イ) 保管施設である旨

(ロ) 保管する廃棄物の種類が解体自動車である旨

(ハ) 保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先

(ニ) 屋外に保管する場合にあっては、解体自動車を積み上げることのできる高さ

(ホ) 保管量の上限

2 解体自動車の保管基準

解体自動車の保管の高さ及び保管量の上限は、次のとおりとする。

(1) 平成17年1月1日以降に使用済自動車となった場合

保管の高さ、保管量の上限及び大型自動車の保管の基準は、第1の2の(1)に定めるとおりとする。

(2) 平成16年12月31日以前に使用済自動車となった場合

イ 保管の高さ

第1の2の(1)のイに定めるとおりとする。

ロ 保管量の上限

破砕施設又は破砕前処理施設（以下この号において「処理施設」という。）の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じた数量を超えない量とする。ただし、次の(イ)及び(ロ)に掲げる場合にあつては、それぞれ次の(イ)及び(ロ)に定めるとおりとする。

(イ) 処理施設に船舶を用いて解体自動車を運搬する場合であつて、当該解体自動車に係る当該船舶の積載量が当該解体自動車に係る処分等のための保管量の上限（以下「基本数量」という。）を超えるとき 当該解体自動車に係る当該船舶の積載量と基本数量に2分の1を乗じて得た数量とを合算した数量

(ロ) 処理施設の定期的な点検又は修理（実施の時期及び期間があらかじめ定められ、かつ、その期間が7日を超えるものに限る。以下「定期点検等」という。）の期間中に解体自動車を保管する場合 当該解体自動車に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に定期点検等の開始の日から経過した日数を乗じて得た数量と基本数量に2分の1を乗じて得た数量とを合算した数量。ただし、当該定期点検等が終了した日に保管されていた解体自動車の数量が基本数量を超えていたときにおける当該保管する解体自動車の数量については、当該定期点検等が終了した日の翌日から起算して60日に限り、当該現に保管されていた数量を超えない数量。

3 破砕前処理後の解体自動車の保管施設

破砕前処理後の解体自動車を保管するための施設は、次に掲げる要件を満たすものであること。

(1) 囲い

第1の1の(1)に定めるとおりとする。

(2) 破砕前処理後の解体自動車の保管施設の表示

1の(2)に定めるとおりとする。この場合において、「解体自動車」とあるのは、「破砕前処理後の解体自動車」と読み替えるものとする。ただし、1の(2)のロ(ホ)については、自ら破砕前処理した破砕前処理後の解体自動車を保管する場合については、適用しない。

4 破砕前処理後の解体自動車の保管基準

破砕前処理後の解体自動車の保管の高さ及び保管量の上限は、次のとおりとする。

(1) 保管の高さ

屋外において破砕前処理後の解体自動車を容器を用いずに保管する場合にあつては、次のとおりとする。

イ 保管の場所の囲いに保管する破砕前処理後の解体自動車の荷重が直接かかる構造である部分（以下この号において「直接負荷部分」という。）がない場合には、当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に50パーセントの勾配を有する面との交点（当該点が2以上ある場合にあ

っては、最も地盤面に近いもの)までの高さを超えないこと。

ロ 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合には、次のとおりとする。

(イ) 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50センチメートルの線(直接負荷部分に係る囲いの高さが50センチメートルに満たない場合にあつては、その下端とする。以下この号において「基準線」という。)から当該保管の場所の側に水平距離2メートル以内の部分については、当該2メートル以内の部分の任意の点ごとに、次のaに規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、次のa又はbに規定する高さのうちいずれか低いもの)を超えないこと。

a 地盤面から当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

b イに規定する高さ

(ロ) 基準線から当該保管の場所の側に水平距離2メートルを超える部分については、当該2メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次のaに規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、次のa又はbに規定する高さのうちいずれか低いもの)を超えないこと。

a 当該点から当該点を通る鉛直線と基準線から当該保管の場所の側に水平距離2メートルの線を通り水平面に対し上方に50パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が2以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

b イに規定する高さ

(2) 保管量の上限

2の(2)のロに定めるとおりとする。この場合において、「解体自動車」とあるのは、「破砕前処理後の解体自動車」と読み替えるものとする。ただし、自ら破砕前処理した破砕前処理後の解体自動車を保管する場合には、適用しない。

5 破砕前処理施設

解体自動車の破砕前処理を行う場合には、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないために必要な措置が講ぜられているものであり、次に掲げる要件を満たすものであること。

(1) 据付け型処理施設

据付け型処理施設については、次のとおりとする。

イ 構造耐力

自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。

ロ 処理能力

計画解体自動車を処理する処理能力を有すること。

ハ 腐食の防止

解体自動車の破砕前処理に伴い生ずる排ガス及び排水の処理のために使用する薬剤等による腐食を防止するために、必要な措置が講ぜられていること。

ニ 飛散、流出、騒音等の防止

(イ) 処理に伴って粉塵の発生するおそれのある場合には、粉じん防止装置が設けられていること。

(ロ) 必要に応じ、振動の周囲への伝搬を防止するため、大型基礎設計、防震装置等の設置等の措置が講ぜられていること。

(ハ) 必要に応じ、騒音が場外に漏れるのを防止するため、周囲に防音壁が設けられていること。

(2) 移動式処理施設

移動式処理施設は、次のとおりとする。

イ 構造耐力

(1)のイに定めるとおりとする。

ロ 処理能力

(1)のロに定めるとおりとする。

ハ 飛散，流出，騒音等の防止

(イ) 処理に伴って発生する解体自動車の破片等の事業所外への飛散及び流出を防止するため、必要な措置が講ぜられていること。

(ロ) 処理に伴って粉じんが発生するおそれのある場合には、粉じん防止装置が設けられていること。

(ハ) 移動時に、解体自動車の破片等が飛散し、又は流出しないような構造であること。

(ニ) 著しい騒音又は振動を発生して、周囲の生活環境を損なうものでないこと。

(3) 可動型施設（重機）

可動型施設（重機）は、(2)のハに定めるとおりとする。

6 破砕施設

解体自動車の破砕を行うための施設は、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないために必要な措置が講ぜられているものであり、次に掲げる要件を満たすものであること。

(1) 構造耐力

5の(1)のイに定めるとおりとする。

(2) 処理能力

5の(1)のロに定めるとおりとする。

(3) 腐食の防止

5の(1)のハに定めるとおりとする。

(4) 飛散，流出，騒音等の防止

イ 屋根，壁等があり、及び床を鉄筋コンクリート等で築造した建物内に設置されていること。

ロ 破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散及び流出を防止するために必要な集じん器及び散水施設が設けられていること。

ハ 必要に応じ、振動の周囲への伝搬を防止するため、大型基礎設計，防震装置等の設置等の措置が講ぜられていること。

ニ 必要に応じ、騒音が場外に漏れるのを防止するため、周囲に防音壁が設けられていること。

7 自動車破砕残さの保管施設

自動車破砕残さを保管するための施設は、次に掲げる要件を満たすものであること。

(1) 自動車破砕残さの保管施設の規模

自動車破砕残さを保管するのに十分な容量を有すること。

(2) 床面

汚水の地下浸透を防止するため、第1の1の(3)のイに定めるとおりとする。

(3) 排水処理施設等

自動車破砕残さの保管に伴い汚水を生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合には、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するのに十分な能力を有する排水処理施設及び排水溝が設けられており、その構造は、次に定めるものであること。

- イ 排水処理施設は、流入する汚水の量に応じた処理能力を有するものであること。
- ロ 排水溝
 - (イ) 汚水が滞留せず、排水処理施設に流入するような傾斜を有するものであること。
 - (ロ) ひび割れがないものであること。
 - (ハ) 事業所内に降った雨水が流入しないこと。
- (4) 屋根又は覆い
 - 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、床面に雨水等がかからないよう屋根又は覆いを設けること。
- (5) 飛散流出の防止措置
 - イ 自動車破碎残さが飛散し、又は流出することを防止するため、側壁その他の設備が設けられていること。
 - ロ 側壁等が保管する自動車破碎残さの荷重がかかる構造である場合にあっては、構造耐力上安全であること。
- (6) 自動車破碎残さの保管施設の表示
 - イ 保管施設の見やすい箇所に標識を設けること。
 - ロ 標識は、縦横それぞれ60センチメートル以上とし、次の事項を表示すること。
 - (イ) 自動車破碎残さの保管施設である旨
 - (ロ) 保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- 8 その他破碎施設及び破碎前処理施設に必要な措置
 - (1) 破碎業者の標識
 - 公衆の見やすい場所に、次に掲げる要件を備えた標識が設けられていること。
 - イ 標識の大きさは、縦横それぞれ20センチメートル以上であること。
 - ロ 標識には、次の事項が記載されていること。
 - (イ) 破碎業者の氏名又は名称
 - (ロ) 事業の範囲
 - (ハ) 破碎業者の許可番号
 - (2) 作業員の動線
 - 保管施設、破碎前処理施設、破碎施設等には作業員動線を設定し、作業員の安全が確保されていること。
 - (3) 排水の方法
 - 破碎前処理・破碎作業、保管等に係る排水を公共用水域に放流する場合には、排水を放流するための放流先（河川等）が確保され、かつ、放流先まで管きょ等の設備が整備されていること。
 - なお、排水の地下浸透は行ってはならない。
 - (4) 雨水等の流入の防止
 - 第1の6の(4)に定めるとおりとする。
 - (5) 解体自動車の搬入道路等
 - 第1の6の(5)に定めるとおりとする。この場合において、「使用済自動車等」とあるのは、「解体自動車」と読み替えるものとする。
 - (6) 消火設備
 - 第1の6の(6)に定めるとおりとする。
 - (7) 洗車設備
 - 第1の6の(7)に定めるとおりとする。この場合において、「使用済自動車等」とあるのは、「解

体自動車」と読み替えるものとする。

(8) 駐車設備

第1の6の(8)に定めるとおりとする。この場合において、「使用済自動車等」とあるのは、「解体自動車」と読み替えるものとする。

(9) 管理事務所

第1の6の(9)に定めるとおりとする。この場合において、「解体施設」とあるのは、「破碎施設」と読み替えるものとする。